

総行行第 282 号
令和 7 年 6 月 13 日

各都道府県知事 殿
(行政書士制度担当課、行政不服審査制度担当課扱い)

総務省自治行政局長
(公印省略)

行政書士法の一部を改正する法律の公布について (通知)

行政書士法の一部を改正する法律(令和 7 年法律第 65 号。以下「改正法」という。)が、議員立法により成立し、本日、公布されました。改正法は令和 8 年 1 月 1 日に施行されることとされています。

改正法は、行政書士の使命及び職責に関する規定の創設のほか、特定行政書士(改正法による改正後の行政書士法(昭和 26 年法律第 4 号)第 1 条の 4 第 2 項に規定する特定行政書士をいう。以下同じ。)が行政庁に対する不服申立て手続の代理等を行うことができる範囲について、行政書士が「作成した」官公署に提出する書類に係る許認可等(行政手続法(平成 5 年法律第 88 号)第 2 条第 3 号に規定する許認可等及び当該書類の受理をいう。以下同じ。)に関するものを行政書士が「作成することができる」とすることや、同法第 19 条第 1 項の業務の制限に関する規定についてその趣旨の明確化を図ること等を内容としています。

また、改正法の提案者は、改正法の趣旨について、「行政書士は、依頼を受けて、官公署に提出する書類を作成すること等を通じて、行政に関する手続の円滑な実施に寄与するとともに、国民の利便の向上や権利利益の実現に資してまいりましたが、今日、デジタル社会が進展するなど、行政書士制度を取り巻く状況は大きく変化しております。このような状況を踏まえ、国民の利便の更なる向上等を図る見地から、特定行政書士の業務範囲を拡大する等の措置を講ずることとし、本起草案を提出した」と説明しています。

貴職におかれましては、下記事項に御留意の上、適切に対応されるとともに、各行政手続の所管部局及び支庁等を含む各申請窓口並びに貴都道府県内の市区町村に対しても、この旨周知いただきますようお願いいたします。

なお、本通知は、地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号)第 245 条の 4 第 1 項に基づく技術的な助言であることを申し添えます。

第一 行政書士の使命

行政書士は、その業務を通じて、行政に関する手続の円滑な実施に寄与するとともに国民の利便に資し、もって国民の権利利益の実現に資することを使命とするものとされたこと。(第1条関係)

第二 職責

- 1 行政書士は、常に品位を保持し、業務に関する法令及び実務に精通して、公正かつ誠実にその業務を行わなければならないものとされたこと。
- 2 行政書士は、その業務を行うに当たっては、デジタル社会の進展を踏まえ、情報通信技術の活用その他の取組を通じて、国民の利便の向上及び当該業務の改善進歩を図るよう努めなければならないものとされたこと。(第1条の2関係)

第三 特定行政書士の業務範囲の拡大

特定行政書士が行政庁に対する不服申立ての手続について代理し、及びその手続について官公署に提出する書類を作成することができる範囲について、行政書士が「作成した」官公署に提出する書類に係る許認可等に関するものから、行政書士が「作成することができる」官公署に提出する書類に係る許認可等に関するものに拡大することとされたこと。(第1条の4第1項第2号関係)

第四 業務の制限規定の趣旨の明確化

行政書士又は行政書士法人でない者による業務の制限規定に、「他人の依頼を受けいかなる名目によるかを問わず報酬を得て」の文言を加え、その趣旨を明確にすることとされたこと。(第19条第1項関係)

第五 両罰規定の整備

行政書士又は行政書士法人でない者による業務の制限違反及び名称の使用制限違反に対する罰則並びに行政書士法人による義務違反に対する罰則について、両罰規定を整備することとされたこと。(第23条の3関係)

第六 施行期日

改正法は、令和8年1月1日から施行することとされたこと。